

## 十和田市奥入瀬溪流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、十和田市奥入瀬溪流館条例（平成17年十和田市条例第176号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館期間)

第2条 十和田市奥入瀬溪流館（以下「溪流館」という。）の開館期間は、通年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(開館時間)

第3条 溪流館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 4月1日から19日まで及び11月15日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後4時30分まで
- (2) 4月20日から11月14日まで 午前9時から午後5時30分まで

(使用の許可の申請等)

第4条 条例第6条第1項前段の規定による使用の許可を受けようとする者は、溪流館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、使用する日の3日前までに行わなければならない。ただし、市長が溪流館の管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、溪流館使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用の許可事項の変更)

第5条 条例第6条第1項前段の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、溪流館使用許可事項変更許可申請書（様式第3号）に既に交付されてい

る溪流館使用許可書を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可事項の変更を認めたときは、溪流館使用許可事項変更許可書（様式第4号）を使用者に交付するものとする。

（加算使用料）

第6条 条例第7条第4項の規則で定める割合は、100分の3とする。

- 2 条例第7条第4項に規定する加算使用料を納付すべき使用者（以下「加算使用料納付義務者」という。）は、売上金額報告書（様式第5号）により、毎月の総売上金額をその翌月の10日以内に市長に報告するものとする。

- 3 市長は、前項の売上金額報告書に基づいて、納付すべき加算使用料の額を決定し、加算使用料納付義務者に通知するものとする。

- 4 加算使用料納付義務者は、前項の規定による通知を受けたときは、加算使用料を当該通知を受けた日から30日以内に納付するものとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第8条の規定により減額し、又は免除する基本使用料及び加算使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市が主催し、又は市が国若しくは他の地方公共団体と共催して使用する場  
合 使用料の全額
- (2) 収益を目的としない団体等が観光の振興に寄与するために使用する場  
合 使用料の100分の70に相当する額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 市長が  
必要と認める額

- 2 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、溪流館使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、溪流館使用料減免決定通知書（様式第7

号)により当該使用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合  
使用料の全額。ただし、物産コーナーについて、使用の期間が1か月に満たない場合は、月額使用料を30で除して得た額に、使用することができなくなった日数を乗じて得た額とする。
- (2) 使用日の15日前(物産コーナーにあつては、3か月前)までに第9条に規定する溪流館使用取りやめ届の提出があつた場合 使用料の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適當であると認めた場合 市長が必要と認める額

2 使用料の還付を受けようとする使用者は、溪流館使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、溪流館使用料還付決定通知書(様式第9号)により当該使用者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第9条 使用者は、溪流館の使用を取りやめるときは、溪流館使用取りやめ届(様式第10号)に既に交付されている溪流館使用許可書を添付し、あらかじめ(物産コーナーの使用者にあつては、取りやめる日の3か月前までに)市長に届け出なければならない。

(使用の取消し等)

第10条 市長は、条例第10条の規定により使用の許可の取消し等を行う場合は、その理由を付して使用者に通知するものとする。

(特別の設備等)

第11条 条例第11条の規定による許可を受けようとする使用者は、溪流館特別設

備等使用許可申請書（様式第11号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、特別の設備等の使用の許可を決定したときは、溪流館特別設備等使用許可書（様式第12号）を当該使用者に交付するものとする。

（遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止等に留意し、溪流館における秩序を維持すること。
- (2) 溪流館を清潔に保つこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第13条 使用者は、管理上の必要による職員の立入りを拒んではならない。

（使用後の点検）

第14条 使用者は、条例第13条の規定により原状に回復したときは、速やかに係員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第15条 溪流館の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、直ちに溪流館損傷等届（様式第13号）により市長に届け出なければならない。

（指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等）

第16条 条例第15条の規定により指定管理者に溪流館の管理を行わせることとした場合の溪流館の開館期間及び開館時間は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に定める開館期間及び第3条に定める開館時間を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

（その他）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。